

# 嘉手納基地エアロクラブ所属セスナ機墜落事故に 関する意見書

10月24日午後6時35分頃、米空軍嘉手納基地所内レクリエーション組織「カデナエアロクラブ」所属のセスナ機が名護市真喜屋のサトウキビ畑に墜落する事故が発生した。セスナ機の墜落現場近くには小学校や住宅等もあり、また、国道58号線にも近いことから一步間違えば住民をも巻き込む大惨事に繋がる事故であり、県民や周辺住民へ大きな不安と恐怖を与えた。又、場合によっては、奄美空港から嘉手納基地間を結ぶ飛行ルートの下に所在する金武町にセスナ機が墜落する可能性もあり、今般の事故は我々金武町民にとっても決して対岸の火事でないのは明白である。

今般の事故は改めて日米地位協定の欠陥を浮き彫りにした。沖縄県警が事故の捜査に対し「原因究明や証拠確保」の観点から事故機の差し押さえを求めたが、機体が米軍所有物のため県警の令状に同意せず、翌日、米軍は日米地位協定を盾に事故機を持ち帰った。

平成16年に起きた沖縄国際大学構内ヘリ墜落事故の際、米軍は日米地位協定を盾に事故機を持ち帰ったが、今回の事故機は、公務外である飛行愛好家が私用で使っているもので、何ら軍事機密とは無関係であり、持ち帰った行動は到底容認できるものではなく、米軍は沖縄県警の要求に速やかに応じるべきである。

よって、金武町議会は、今般の嘉手納基地エアロクラブ所属セスナ機墜落事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実現されるよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 記

1. 事故原因を早急に究明し、速やかに公表すること
1. 被害の調査を速やかに行い、被害者への謝罪及び完全な補償をすること
1. 「カデナエアロクラブ」の飛行禁止と同施設の撤去を行うこと
1. 日米地位協定の抜本的な見直しをすること

平成20年11月13日  
沖縄県金武町議会

宛 先  
内閣総理大臣  
外務大臣  
防衛大臣  
外務省特命全権大使（沖縄担当）  
沖縄防衛局長

# 嘉手納基地エアロクラブ所属セスナ機墜落事故に 関する抗議決議

10月24日午後6時35分頃、米空軍嘉手納基地所内レクリエーション組織「カデナエアロクラブ」所属のセスナ機が名護市真喜屋のサトウキビ畑に墜落する事故が発生した。セスナ機の墜落現場近くには小学校や住宅等もあり、また、国道58号線にも近いことから一步間違えば住民をも巻き込む大惨事に繋がる事故であり、県民や周辺住民へ大きな不安と恐怖を与えた。又、場合によっては、奄美空港から嘉手納基地間を結ぶ飛行ルートの下に所在する金武町にセスナ機が墜落していた可能性もあり、今般の事故は我々金武町民にとっても決して対岸の火事でないのは明白である。

今般の事故は改めて日米地位協定の欠陥を浮き彫りにした。沖縄県警が事故の捜査に対し「原因究明や証拠確保」の観点から事故機の差し押さえを求めたが、機体が米軍所有物のため県警の令状に同意せず、翌日、米軍は日米地位協定を盾に事故機を持ち帰った。

平成16年に起きた沖縄国際大学構内ヘリ墜落事故の際、米軍は日米地位協定を盾に事故機を持ち帰ったが、今回の事故機は、公務外である飛行愛好家が私用で使っているもので、何ら軍事機密とは無関係であり、持ち帰った行動は到底容認できるものではなく、米軍は沖縄県警の要求に速やかに応じるべきである。

よって、金武町議会は、今般の嘉手納基地エアロクラブ所属セスナ機墜落事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実現されるよう要求する。

以上、決議する。

## 記

1. 事故原因を早急に究明し、速やかに公表すること
1. 被害の調査を速やかに行い、被害者への謝罪及び完全な補償をすること
1. 「カデナエアロクラブ」の飛行禁止と同施設の撤去を行うこと
1. 日米地位協定の抜本的な見直しすること

平成20年11月13日  
沖縄県金武町議会

宛 先  
在日米国大使  
在日米軍司令官  
在沖縄米国総領事  
在沖米軍嘉手納基地司令官

# 嘉手納基地エアロクラブ所属セスナ機墜落事故に 関する要請書

10月24日午後6時35分頃、米空軍嘉手納基地所内レクリエーション組織「カデナエアロクラブ」所属のセスナ機が名護市真喜屋のサトウキビ畑に墜落する事故が発生した。セスナ機の墜落現場近くには小学校や住宅等もあり、また、国道58号線にも近いことから一步間違えば住民をも巻き込む大惨事に繋がる事故であり、県民や周辺住民へ大きな不安と恐怖を与えた。又、場合によっては、奄美空港から嘉手納基地間を結ぶ飛行ルートの下に所在する金武町にセスナ機が墜落する可能性もあり、今般の事故は我々金武町民にとっても決して対岸の火事でないのは明白である。

今般の事故は改めて日米地位協定の欠陥を浮き彫りにした。沖縄県警が事故の捜査に対し「原因究明や証拠確保」の観点から事故機の差し押さえを求めたが、機体が米軍所有物のため県警の令状に同意せず、翌日、米軍は日米地位協定を盾に事故機を持ち帰った。

平成16年に起きた沖縄国際大学構内ヘリ墜落事故の際、米軍は日米地位協定を盾に事故機を持ち帰ったが、今回の事故機は、公務外である飛行愛好家が私用で使っているもので、何ら軍事機密とは無関係であり、持ち帰った行動は到底容認できるものではなく、米軍は沖縄県警の要求に速やかに応じるべきである。

よって、金武町議会は、これ以上の米軍関連事件・事故を認めない立場から、下記事項が早期に実現されるよう関係機関へ強く働きかけて頂きたいと要請します。

## 記

1. 事故原因を早急に究明し、速やかに公表すること
1. 被害の調査を速やかに行い、被害者への謝罪及び完全な補償をすること
1. 「カデナエアロクラブ」の飛行禁止と同施設の撤去を行うこと
1. 日米地位協定の抜本的な見直しすること

平成20年11月13日  
沖縄県金武町議会

宛 先  
沖縄県知事  
沖縄県議会議長